

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	健康診査・がん検診等の印字等業務に係る外部結合等について（一部変更）
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

事業名	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
担当課	健康づくり課
目的	区民の健康増進及び生活習慣病予防のため
対象者	<p>1 健康診査</p> <p>① 16歳から39歳までの区民</p> <p>② 40歳から74歳までの区民（新宿区国民健康保険被保険者、生活保護等受給者）</p> <p>③ 75歳以上の区民（東京都後期高齢者医療制度加入者、生活保護等受給者）</p> <p>2 がん検診</p> <p>① 胃・大腸・肺がん検診：40歳以上の区民</p> <p>② 子宮頸がん検診：20歳以上の女性区民</p> <p>③ 乳がん検診：40歳以上の女性区民</p> <p>④ 前立腺がん検診：50歳以上の男性区民</p> <p>3 肝炎ウイルス検診 40歳以上で受診歴がない区民</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、新宿区医師会等に健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検診の業務を委託し、実施している。健康診査（40歳以上）のデータ入力、健（検）診の検体検査業務については、再委託している。（平成24年第7回、平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。また、健康診査・がん検診等の受診の際には、それぞれの受診券が必要となるが、年度当初に受診勧奨として、まとめて対象者に送付している（平成29年度第2回個人情報保護審議会了承済み）。そのほか、受診券の印字封入封かん業務については、対象者データをLGWAN回線で委託事業者に送付ができるようになっている（令和5年度第10回個人情報保護運営会議了承済み）。</p> <p>この度、受診券の印字封入封かん業務のうち、封入封かん業務を再委託先が行うことで、迅速で効率的な業務の推進を図る。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>年度当初の受診券の送付について、LGWAN回線を利用することでセキュリティの向上や事務処理の効率化を図る。</p> <p>(2) 業務委託（再委託）</p> <p>年度当初に送付する受診券の印字封入封かん業務について、迅速で効率的な対応ができるよう、封入封かん業務のみ再委託を行う。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約150,000人（想定）</p> <p>※個人情報の流れは、資料74-1のとおり</p>

件名 健康診査・がん検診等の印字等業務に係る外部結合について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診・保健指導
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>《個人の範囲》 健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診の受診勧奨対象者</p> <p>《委託先に提供する項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額、健康診査・がん検診の受診歴及び受診結果</p> <p>《委託先に処理させる項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、自己負担金額</p>
結合の相手方	TOPPANエッジ株式会社(プライバシーマーク取得事業者)
結合する理由	対象者データの受渡しにおいて、迅速かつ安全にデータを授受できるよう、区イントラパソコンとLGWAN-ASPサービス提供事業者のサーバを結合する必要があるため。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用し、区イントラネットパソコン(情報システム課が管理)とLGWAN-ASPサービス提供事業者のサーバとを接続する。
結合の開始時期と期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
委託先	1 健康診査・がん検診等業務 新宿区医師会、中野区医師会、新宿区医師会に所属しない医療機関 2 印字封入封かん業務 TOPPANエッジ株式会社(プライバシーマーク取得事業者)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 健康診査・がん検診等業務 《委託先に提供する項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額 《委託先に処理させる項目》 健診結果、問診結果、各検診結果(がん・肝炎) 2 印字封入封かん業務 《委託先に提供する項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額、健康診査・がん検診の受診歴及び受診結果 《委託先に処理させる項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、自己負担金額
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン、サーバ)
委託理由	1 健康診査・がん検診等業務 健康診査・がん検診の実施は、医療機関が担うこととされており、区の基準等を満たす医療機関を中心とした受診受け入れ体制を組む必要があるため 2 印字封入封かん業務 毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて対象者に送付している。短期間のうちに、迅速で効率的な事務処理を行うため。
委託の内容	1 健康診査・がん検診等業務 健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診の実施 2 印字封入封かん業務 ①対象者データに基づく各種健(検)診受診券の作成 ②提供した対象者に係る必要項目(郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額)の印字 ③対象者ごとに封入封かん ④封入封かん後の郵便物、残部帳票(印字のないもの)の納品と、提供した対象者データの返却
委託の開始時期及び期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 新宿区健康診査・がん検診業務等の再委託について (一部変更)

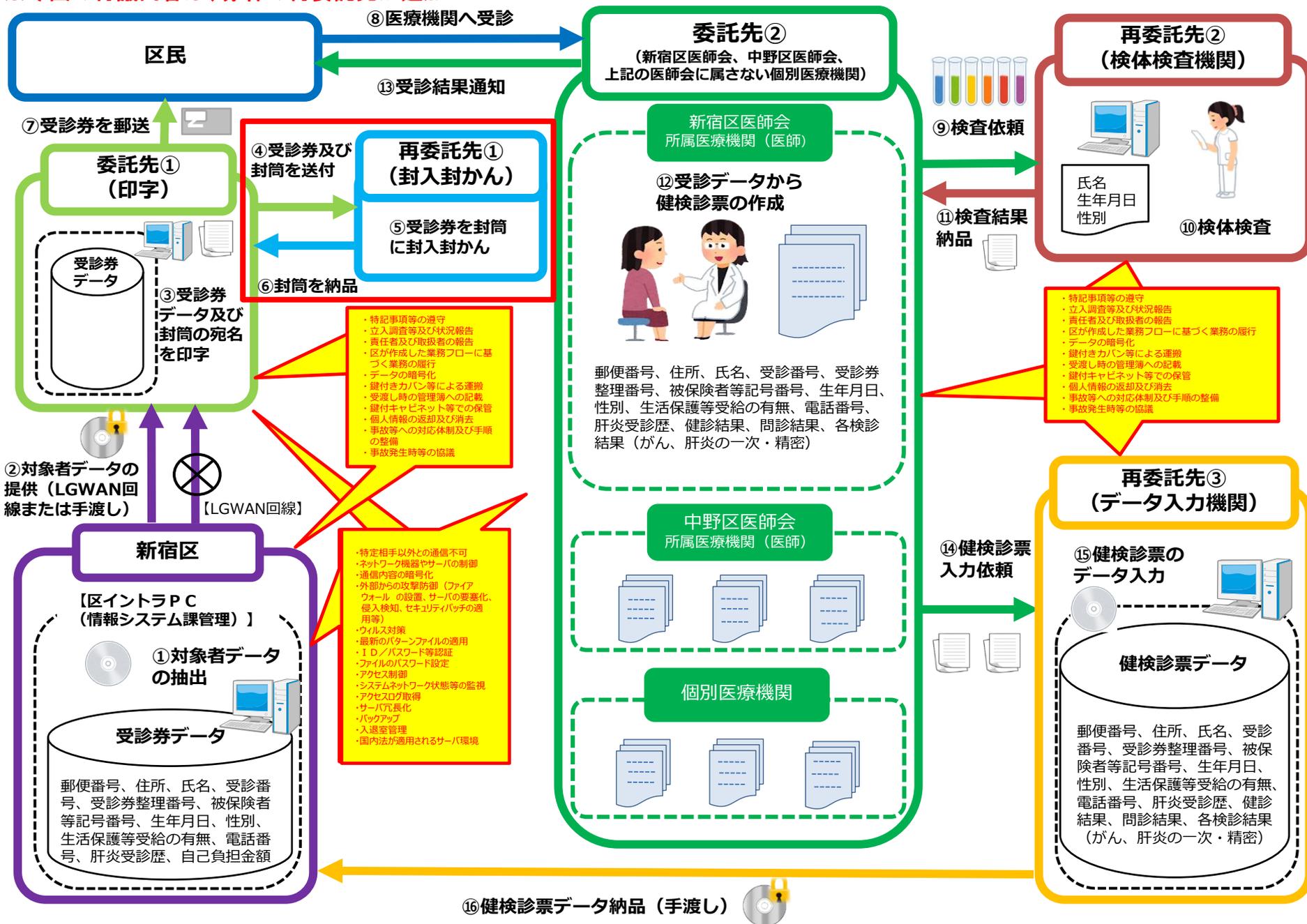
保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
委託先(再委託先)	株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ(プライバシーマーク取得事業者)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《再委託先に提供する項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額、健康診査・がん検診の受診歴及び受診結果 《再委託先に処理させる項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、自己負担金額
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のパソコン、サーバ)
再委託理由	毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて対象者に送付している。短期間のうちに、迅速で効率的な事務処理を行うため。
再委託の内容	①対象者データに基づく各種健(検)診受診券の作成 ②提供した対象者に係る必要項目(郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額)の印字 ③対象者ごとに封入封かん ④封入封かん後の郵便物、残部帳票(印字のないもの)の納品と、提供した対象者データの返却
再委託の開始時期及び期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
再委託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 新宿区健康診査・がん検診業務の再委託について（検体検査業務及び電子データ化業務）

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査・がん検診・肝炎ウイルス検診
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 新宿区医師会、中野区医師会、新宿区医師会に所属しない医療機関</p> <p>【再委託先】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務…検査機関 ※プライバシーマーク取得事業者を予定 2 電子データ化業務…株式会社日比谷情報サービス ※プライバシーマーク取得事業者
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 氏名、生年月日、性別 2 電子データ化業務 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者証等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、健診結果、問診結果、各検診結果(がん、肝炎の一次・精密)
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(再委託先のパソコン)
再委託理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 各委託先が、検体検査を実施できない場合があるため 2 電子データ化業務 ・上記の各委託先が、電子データ化業務を実施できない場合があるため ・健(検)診データ入力を一元化し、作業効率化を図るため
再委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体検査業務 ・血液、尿、喀痰、便、病理細胞などに関する検査 ・医療機関への検査結果の報告 2 電子データ化業務 ・問診結果、健診結果、各検診結果(がん、肝炎の一次・精密)の電子データ化 ・区へのデータの納品
再委託の開始時期及び期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務を行う。)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
再受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

健康診査・がん検診業務等の委託に係る個人情報の流れ

※今回の付議内容は、赤枠の再委託先が追加



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。	
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。